

議案第49号

令和3年度11月補正予算案（教育委員会関係分）について

11月定例会市議会に提出する議案の作成に係る市長への意見の申出について、次のとおり、議決を求める。

令和3年11月25日提出

倉敷市教育委員会

教育長 井上正義

令和3年度

1 1月補正予算（案）資料
（教育委員会関係分）

倉敷市教育委員会

令和3年度一般会計及び教育費予算額対比一覧表

(単位：千円)

	一般会計予算	教育費予算	割合
令和2年度 最終予算額	261,772,355	19,187,890	7.3%
令和3年度 当初予算額	187,992,849	12,910,242	6.9%
〃 現計予算額	204,950,590	13,082,760	6.4%
〃 11月補正額	1,198,642	80,148	6.7%
〃 補正後予算額	206,149,232	13,162,908	6.4%

令和3年度教育費予算項別一覧表

(単位：千円)

	令和2年度 最終予算額	令和3年度予算			
		現計予算額	11月補正額	補正後予算額	前年比
01 教育総務費	5,361,347	3,973,281	39,348	4,012,629	74.8%
05 小学校費	4,594,290	2,383,644	13,000	2,396,644	52.2%
10 中学校費	2,124,017	1,246,754	5,700	1,252,454	59.0%
15 高等学校費	270,324	241,483	200	241,683	89.4%
20 特別支援学校費	166,312	144,938	200	145,138	87.3%
25 幼稚園費	1,609,671	1,086,099	6,900	1,092,999	67.9%
30 生涯学習費	2,452,615	2,190,068	0	2,190,068	89.3%
35 学校保健費	2,609,314	1,816,493	14,800	1,831,293	70.2%
計	19,187,890	13,082,760	80,148	13,162,908	68.6%

令和3年度11月補正予算内訳書

【新】は新規事業

(単位:千円)

款 目 事 業 名	補正前の額	補正額	計
教 育 費			
教育委員会感染症対策事業 ・教育委員会感染症対策事業	0 0	13,868 13,868	13,868 13,868
情報学習センター費 ・オンライン学習環境整備経費	608,470 6,000	25,480 25,480	633,950 31,480
指導振興費 ・小学校指導振興関係経費 ・中学校指導振興関係経費 ・高等学校指導振興関係経費 ・特別支援学校指導振興関係経費	189,635 0 0 0 0	19,100 13,000 5,700 200 200	208,735 13,000 5,700 200 200
幼稚園学事管理費 ・一時預かり事業	16,525 0	6,900 6,900	23,425 6,900
学校保健費 ・学校健康管理事業	342,922 298,310	14,800 14,800	357,722 313,110
共同調理場建設費 ・新共同調理場整備事業 (仮称)倉敷学校給食共同調理場整備運 営事業 〔 総 額 9,540,000 〕 債務負担行為(委託料) 令和4~21年度 9,980,000 (防災備蓄倉庫分440,000を含む)	10,000 10,000	0 0	10,000 10,000
文化財保護費 ・まきび記念館管理運営事業 〔 総 額 11,335 〕 債務負担行為(委託料) 令和4~8年度 45,860 (たけのこ茶屋, まきび公園分 34,525を含む)	77,676 2,191	0 0	77,676 2,191

(単位:千円)

内 容 説 明	担 当 部 局
<ul style="list-style-type: none"> 感染症拡大防止のため、体温検知器、除菌機の購入等に要する経費 修繕料 10,120 備品購入費 2,700 消耗品費 1,048 	教育企画 総務課 学校教育部 生涯学習部
<ul style="list-style-type: none"> 感染症等により通学が困難となった児童生徒の家庭学習を支援するためのモバイルルータ等を追加で購入する経費〔対象経費に対して国10/10〕 	教育企画 総務課
<ul style="list-style-type: none"> 修学旅行中止に伴うキャンセル料を負担するための経費 	学校教育部
<ul style="list-style-type: none"> 感染症拡大防止に必要な備品を購入するための経費〔国1/3, 県1/3〕 	
<ul style="list-style-type: none"> 学校の感染症拡大防止に必要な消毒液等を購入するための消耗品費〔国1/2〕 	
<ul style="list-style-type: none"> 山陽ハイツ跡地を活用して、PFI手法により（仮称）倉敷学校給食共同調理場の整備・運営を行うため、債務負担行為を設定〔対象経費に対して国1/2〕 整備期間 令和4年9月～令和6年6月 運営期間 令和6年9月～令和21年7月 	
<ul style="list-style-type: none"> 〔指定管理〕まきび記念館管理運営委託料 委託先：倉敷まきび公園管理運営組合 期間 令和4年4月～令和9年3月 	生涯学習部

令和3年度11月補正予算 債務負担行為補正(教育委員会関係分)

追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
たけのこ茶屋・まきび公園・まきび記念館管理運営事業費	令和4年度～令和8年度	45,860
(仮称)倉敷学校給食共同調理場・防災備蓄倉庫整備運営事業費	令和4年度～令和21年度	9,980,000

(当日配布資料) 議案第51号 倉敷市少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則の改正について

生涯学習課

倉敷市自然の家条例施行規則（昭和51年倉敷市教育委員会規則第8号）新旧対照表

新	旧
<p>(使用の申請)</p> <p>第2条 自然の家を使用しようとする者は、所定の使用許可申請書により _____教育委員会に申請しなければならない。_____ _____ _____</p>	<p>(使用の申請)</p> <p>第2条 自然の家を使用しようとする者は、所定の使用許可申請書により <u>使用する1月前までに教育委員会に申請しなければならない。ただし、</u> <u>教育委員会においてやむを得ない理由があると認めたとときはこの限りで</u> <u>ない。</u></p>